

別表第2（第6条関係）

点検項目		点検方法	判定方法	
指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い	貯蔵又は取扱い数量	危険物の貯蔵又は取り扱う数量について関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	指定数量以上の危険物が貯蔵又は取扱いされていないこと。	
	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。	
	漏れ、あふれ又は飛散の防止	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか目視により確認すること。	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないこと。	
	容器	危険物を貯蔵又は取り扱う容器に破損、腐食、さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。	
	少量危険物	計器類に関する監視	適正な温度、湿度又は圧力が保たれているか関係のある者の聴取及び目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
		タンク本体	<ol style="list-style-type: none"> 1 タンク（地下タンクは除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 引火防止装置に損傷、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。 ただし、引火点が40℃以上の危険物を除く。 3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 タンクに著しいさびがないこと。 2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷及び腐食がないこと。 3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
		配管	<p>配管に腐食及び損傷がないか目視により確認すること。</p> <p>なお、埋設配管の場合にあつては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認する。</p>	著しい腐食及び損傷がないこと。

備考

- 1 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例（昭和51年条例第5号）で定められた指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入すること。
- 2 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、消防長又は消防署長に届け出されている内容を確認すること。
- 3 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏洩を検知する設備により確認すること。